

## 第9回 白川・東白川地域公共交通活性化協議会会議録

### 1.開催日時

平成30年8月29日（水）午前9時30分から午前11時45分まで

### 2.開催場所

白川町役場分館3階 大会議室

### 3.委員等数

#### (1) 委員の現在数

32人

#### (2) 出席委員数等

所 属 等	氏 名
白川町長	横 家 敏 昭
東白川村長	今 井 俊 郎
白川町議会議長	細 江 茂 樹
東白川村議会議長	樋 口 春 市
公益社団法人岐阜県バス協会専務	林 直 樹
濃飛乗合自動車株式会社事業管理部計画管理課長	有 路 秀 彦
岐阜県タクシー協会指名白川タクシー株式会社社長	土 井 寿 敏
濃飛乗合自動車労働組合執行委員長	長 瀬 秀 樹
白川町自治協議会長会会長	高 木 公
白川町商工会長	古 田 文 英
白川町観光協会長	鈴 村 雄 二
白川町老人クラブ連合会長	岡 本 保 則
白川町公共交通利用者代表	西 野 と み
白川町中学校PTA役員	今 井 秀 明
白川町バス通学高校生保護者代表	杉 山 周 三
白川町社会福祉協議会推薦高齢者生活実態精通者	安 江 知 加 子
東白川村区会長	伊 藤 宏 行
東白川村老人クラブ連合会代表	桂 川 祇 紀
身体障害者協会加茂支部東白川分会長	安 江 作 郎
東白川村高校生保護者代表	大 崎 正 秀
中部運輸局岐阜運輸支局首席運輸企画専門官	鈴 木 隆 史

加茂警察署交通課長代理	尾崎篤司
都市公園整備局公共交通課長代理	森隆行
名古屋大学大学院環境学研究所教授	加藤博和
白川町副町長	佐藤滋
東白川村参事	安江良浩
白川町役場企画課長	安江章
白川町役場建設環境課長	藤井勝則
東白川村役場総務課長	安江誠
東白川村役場保健福祉課長	伊藤保夫
計	30名

(3) 欠席委員 5人

所属等	氏名
中部地方整備局岐阜国道事務所管理第一課長	田中学
可茂土木事務所施設管理課長	坂井有作
可茂警察署交通課長	今尾和浩
都市公園整備局公共交通課長	水野昭人
東白川村役場建設環境課長	有田尚樹

(4) オブザーバー参加

所属等	氏名
白川北地区地域部会長	長尾隆
佐見地区地域部会長	田口一成
黒川地区地域部会長	藤井秀男
蘇原地区地域部会長	鈴村一政
白川地区地域部会長	渡邊庄造
OKB総研主任研究員	渡邊剛

4. 会議次第

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

副会長あいさつ

(3) 協議事項

- ①運賃体系について
- ②白川・東白川地域公共交通網形成計画案の策定について
- ③町営自家用有償運送の登録について
- ④白川線の変更について
- ⑤白川中央線の 신설について
- ⑥濃飛バスの路線廃止について

(4) 報告事項

- ①東白川村有償運送について
- ②今後の進め方について

(5) その他

- ①おでかけサービスの総称（愛称）について

(6) 閉会

5. 協議内容

(安江章 白川町役場企画課長)

皆さん、おはようございます。

それぞれお忙しい中ご参加をいただきましてありがとうございます。時間となりましたので、ただいまから第9回白川・東白川地域公共交通活性化協議会を始めさせていただきます。はじめに同協議会会長の横家敏昭白川町長からご挨拶をいただきます。

(会長 横家敏昭 白川町長)

おはようございます。

朝早くからの開催時間にも関わらず、遠方からお越しくださいました皆様方にも、大変ご迷惑をおかけしておりますこととお詫びを申し上げます。同会議につきましても、10月からの新しい運行システム開始後は、色々と対応が必要な課題が出てくるだろうと思います。

私も70歳の高齢者という立場で公共交通を考えてみますと、これからの生活の不安を少しでも軽減できる重要な問題であると、わが身を振り返りました。

白川町や東白川村は人口が減少しており、公共交通の維持も難しいかもしれませんが、それぞれの地域に合った公共交通を考えていかなければと思っております。

(安江章 白川町役場企画課長)

続きまして、副会長の今井俊郎東白川村長からご挨拶をいただきます。

(副会長 今井俊郎 東白川村長)

おはようございます。

同会議も第9回目の開催となり、今まで真剣な議論をいただきました本当にありがとうございました。若い世代が私たちの町や村に望みを持って生活するためには何が必要か、という議論があります。実は公共交通ではないかとずっと考えていました。加藤先生が仰るように、JRやバスなどの公共交通を使って、東白川村まで来られる手段があるか無いか、ということが、過疎化に対して歯止めをかける大事な要素の1つであると。そういう思いで協議に参加しています。経費等の問題もありますが、地域の最重要課題である少子高齢化や人口減少化の対策や解決の手段として、公共交通の維持が挙げられます。

10月から新しいシステムが始動予定ですが、活用方法を考える事も私達の責務だと考えています。このシステムを価値あるものにするためにも、委員の方もご協力・ご利用をお願いしたいと思います。

(安江章 白川町役場企画課長)

続きまして、副会長の名古屋大学大学院の加藤博和教授からご挨拶をいただきます。

(副会長 加藤博和 名古屋大学大学院教授)

おはようございます。今日お越しいただいている皆さんの意識は、同会議が始まり今日までの2年で本当に変わってきたと思います。本来、公共交通のバスやタクシーなどは、自分たちが気にしなくても自然に走っている状態が理想的です。しかし人口減少が著しい土地だとそうはいきません。これからの時代はそんな市町村が増えそうなので、両町村は最先端を行っていると言えます。だからこそ、公共交通をまちづくりの1つとして、地域のみんで考えることが突破口になると。私はその焚きつけ役をやらせていただきました。

先日、東白川村のある施設のFacebookに、町外から夫婦が来店され「本当は列車やバスで来たかったけれど、不便なので岐阜市でレンタカーを借りて来ました」と話されたことに対し、施設の方が不便だよと書いていた。ですから、私は施設の方が10月からシステムが変わることを知らないのかなと思い、その旨を書き込みましたら、施設の方は全く知らなかったので、10月からの件を施設でも利用者に宣伝していただくようお願いしました。

両町村のあらゆる所で、10月からの新システムを知らない人、既知でも具体的な宣伝案が分からない人、宣伝を考えていない人と沢山いると思います。これからは公共交通に関わる人が10月からの件をどんどん宣伝をする、利用者にも教えてあげるなどして広めてください。

運営については、始動後が問題です。始動時はスタートラインに立っただけなので、息切れしてはいけません。そうならないためにも、皆さんの見守りや利用が大切になって

きます。今日の会議は準備運動ですから、資料を確認し議論してください。

(安江章 白川町役場企画課長)

それでは協議事項に入ります。議事の進行は、座長であります佐藤滋白川町副町長にお願いしたいと思います。

(座長 佐藤滋 白川町副町長)

では、早速ですが議事に入ります。

協議事項「(1) 運賃体系について」、「(2) 白川・東白川地域公共交通網形成計画案の策定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局 鈴木幸祐 白川町役場企画係長)

それでは(1) 運賃体系についてご説明します。配布資料4, 5ページに、運賃体系に関する資料を掲載しました。運賃体系については、6月28日の第8回協議会において、詳細をご協議をいただきましたので、今回は変更や追加部分についてのみ説明いたします。

資料4 ページの基本運賃内のJR接続便ですが、前は通勤通学バスと表記していましたが、高校生の通学支援と併せて一般の方も乗車可能な便ですので表記を変更いたしました。

次に、白川中央線、白川東白川線の備考欄についてです。濃飛バスが運行する2つの路線ですが、白川口駅から白川町役場前までは、2つの路線が重複する区間となるため100円であることを明記いたしました。

最後に、濃飛バスの運行についてはまた後ほどご説明いただきますが、濃飛バスの基本運賃は白川中央線が100円、白川東白川線が200円で、濃飛バスの路線運賃を適用しますので、加えて説明をいたします。そのほか回数券や定期券、割引、資料5ページの町営バスの運賃(案)は、前回から変更はありませんが、参照いただければと思います。

続きまして、資料6ページ白川・東白川地域公共交通網形成計画(案)新旧対照表、別冊の白川・東白川地域公共交通網形成計画(案)を配付しておりますので併せてご覧ください。新旧対照表ですが、前回の協議会時にご指摘いただいた内容や、変更する部分についてページに添ってご説明いたします。

まず、白川・東白川地域公共交通網形成計画(案)48ページの新しい公共交通システムのイメージ図・説明は、現在の資料に併せて変更しました。48ページから59ページ内の白川東白川線、白川中央線の路線名ですが、これまでであった、仮称「(仮)」の文字の削除をしています。

続きまして白川・東白川地域公共交通網形成計画(案)49ページ、①白川東白川線の運行内容の見直しについての記載です。前協議会資料にあった東白川村における有償運送の方向性ですが、東白川と濃飛バスが東白川村公共交通会議等を開催し、運行について見

直しをされましたのでその内容を記載をしています。

資料が飛びますが、資料38ページ東白川村代替バス運行表を添付しました。前協議会時に白川東白川線の越原消防センター前から大明神までの路線区間廃止に伴い、その区間を東白川村による有償運送を実施予定と報告しましたが、その後運行内容が一部変更しましたのでご報告します。

運行表の大明神行き（平日・土日祝）ですが、白川東白川線の乗り継ぎ場所である、「五加富士屋」のバス停名を「白川茶屋北」に変更しています。

平日は、19時17分に「越原消防センター前」到着後、19時20分「大明神」発に乗車、19時28分に「大明神」着のルートになります。土日祝日は、「白川茶屋北」から「大明神」までの区間を代替バスが運行します。この点が、前回ご報告した内容から変わった部分です。料金は、「大明神」から「白川口駅」までの区間200円の設定ですが、代替バス運行区間については無料を検討されています。この件を計画に反映させるため、49ページの記載を変更しました。

続きまして、資料7ページ、白川・東白川地域公共交通網形成計画（案）50ページ⑤の変更点についてご説明します。

佐見地区の佐見部会が行います、デマンド型区域運行の町外への運行について記載をしています。前回の発着地は「下呂市萩原町」「下呂町及び金山町地内」と記載していましたが、下呂市の交通事業者と協議をした結果、佐見の生活圏内であることや距離的に近いことから、「下呂市金山町地内」への運行についてのみ、下呂市の交通事業者から承諾を得ました。

後ほど有償運送の登録申請について説明をいたしますが、金山町地内に地点を決めて運行するため、車が駐車をする場所の承諾は、書面で行っている段階であることをご理解ください。

続きまして、白川・東白川地域公共交通網形成計画（案）51ページの東白川村の記載については、先ほどの内容と同様ですので省略いたします。

51ページの再編後の運行形態ですが、前回の協議会では、運賃について、右の表のように、「均一運賃」と表記しましたが、これは「均一」ではなく「同一体型」であるため、表記を変更しております。下記のとおり、運賃については、事業者路線も含め、白川町と東白川村全域の同一運賃体系とし、運賃表は別途定めます。

なお、先ほどの東白川村の運行形態についても、「デマンド型区域運行」を「定期運行」に修正しております。

続きまして、資料8ページ、白川・東白川地域公共交通網形成計画（案）51ページの再編スケジュールの変更点を説明します。表の右にあります東白川村の有償運送について、前回は「交通空白輸送の検討」という言葉が資料にありましたが、しばらくの間東白川村が無償運送を行うため、言葉を削除しました。

続きまして、白川・東白川地域公共交通網形成計画（案）60ページ、第7章の「1. 施策の体系」の表がありますが、61ページから65ページに記載した施策内容に応じて、各実施主体等の整理を行いました。なお、61ページから65ページの各施策内にある「個別事業の概要」と「実施主体等」を全体的に見直しました。これについては大きく変えていませんが、今後の事業検証や評価が必要になった際に、検証評価が可能な個別事業の内容と

実施主体について記載しています。本日もご出席された委員の皆さまも、それぞれの立場で関わっていただくことがあるかと思っておりますのでご理解をよろしく申し上げます。

最後、白川・東白川地域公共交通網形成計画（案）67ページの「各目標の評価スケジュール」の追加点をご説明いたします。ここには評価の手法と実施者を追加しました。

説明は以上です。

（座長 佐藤滋 白川町副町長）

では（1）運賃体系についてご質問はございますでしょうか。

（鈴木隆史 中部運輸支局岐阜運輸支局）

1点確認をさせていただきます。前回、回数券の扱いについて、この運賃制度に組み入れるよりは、回数券で1日券が買える制度になっているので、どちらかというところ「回数券＝金券」に思えます。その適用形を考えると、結局どこで買えるのかという話がついて回るので、ご説明いただけるとありがたいです。

（事務局 鈴木幸祐 白川町役場企画係長）

回数券の販売予定場所は、白川町役場本庁、町民会館、各地区ふれあいセンター、東白川村役場で販売をする予定ですのでよろしく申し上げます。

（座長 佐藤滋 白川副町長）

その他ご質問、ご意見はありませんか？無いようですので、運賃体系については原案のとおり、決定させていただきますが、よろしいでしょうか。

続きまして、（2）白川・東白川地域公共交通網形成計画の策定について、何かご質問ご意見があれば伺います。無いようですので、これも数回にわたって、協議をしてきた内容ですので、原案のとおりこれを認める、ということで決定してよろしいでしょうか。異議なしということで原案のとおり決定いたします。

では、（3）町営自家用有償運送の登録について説明を求めます。

（事務局 鈴木幸祐 白川町役場企画係長）

町営自家用有償運送の登録の説明に入る前に、10月からの白川町営バスの運行管理体

制について説明いたします。資料9ページ（資料3）をご覧ください。白川町営バスの運行管理体制については、これまでの経緯等を含めて説明いたします。

白川町としましては、冒頭でもお話があったように、平成28年4月から、路線バスの大幅な減便を受けて以来、同協議会を立ち上げ、委員の皆様のご協力のもと、本日を含めて、9回の活性化協議会を開催いたしました。協議会内では、新しい公共交通の仕組みや、将来の目指すべき姿についてご協議を重ねていただきました。

そのような状況の中で、今年10月からの本格運行に関しても、町内唯一の交通事業者である、白川タクシーが中心的な役割を担う存在であり、これまでの実証運行等の取り組みも行ってきた経緯があります。ただ、これだけの大規模な公共交通網の見直しや新しい公共交通の仕組み作りに、白川町も白川タクシーも当然初めてであり、経験がない状況の中でどのような体制で10月からのスタートを切るか、という課題を時間をかけて模索してきました。今申し上げた状況において、白川町の方針としては、経験と実績のある大手の交通事業者に関わっていただくことを、町として選択をしたところです。

資料9ページの体制図にもあるように、当面の間、大新東株式会社に運行管理部門を中心に関わっていただくということで、町が業務委託することになりましたので、本日の場でご報告させていただきます。ただ、町として、将来的な方向性であったり、目指すものを変えたわけではありません。公共交通という大きな事業に関して、安定したスタートを切るための体制整備という点で、委員の皆様にはご理解をいただければと思いますので、よろしく願います。

今回の町営バスの設置者は白川町となります。その下に運行管理責任者と整備管理者がありますが、大新東株式会社のお名前が入っております。これは、町と大新東との間で運転業務等の委託業務を契約をしたという形になります。

なお、運行管理責任者の佐藤久仁さんは、白川町の集落支援員としてこの公共交通が始まって以来この事業に携わっていただきました。佐藤さんは運行管理者という資格を持っていらっしゃるので、その資格も生かしながら、今後その役割を担っていただく方としてお名前を挙げさせていただいております。

10月以降の白川タクシーの関わり方としては、運転手については、出向社員として、これまでの実証運行での経験を生かしていただきながら、運転業務に関わっていただくこととなります。なお、右側の運転手（地域ドライバー）については、現在、白川町の黒川と佐見部会で運転業務を行っていただいております。その皆さんには、これまで通り、町との派遣契約の中で、地域のドライバーとして、その部門を担っていただく役割としてお名前を入れさせていただいております。

以下、保有する車両の内容や事務所、車庫などについては、担当の高木が、この後の町営自家用有償運送の登録の中でご説明いたします。

（事務局 高木大輔 白川町役場企画係）

それでは、私、企画課の高木から、引き続き資料10ページから31ページまで、白川町が中部運輸局へ提出します、自家用有償旅客運送の登録の申請について説明します。

前回の協議会では、こちらがお示しできておりませんでしたので、今回提出しております。

まず、10ページは申請書の鑑です。「1. 名称、住所、代表者の氏名」とありますが、今回の自家用有償運送の登録申請は白川町が行い、町営バスとして実施をします。先ほど説明がありましたように、運行管理等事業者に委託をするという形をとります。

「2. 自家用有償旅客運送の種別」は、市町村運営有償運送（交通空白輸送）ということで、公共交通の路線バス等で補えない部分をカバーするため実施をするものです。

「3. 路線又は運送の区域」ですが、(1)が路線で、資料11ページの(2)が運送の区域になります。今回登録を受ける町営バスは、運送の経路を路線として定めつつ、白川町内を運送の区域として登録し実施します。その運行内容については、備考の欄に記載しているので説明をいたします。

まず、「JR接続便」ですが、こちらが町内各地区と、JR白川口駅または下油井駅の間を、通学通勤時間に合わせて運行をする便で、現在の通学支援になります。次のデマンドバスは、現在各地区で1台のワゴン車を使用し実証運行している部分ですが、その内容として、4つほど種類を作ります。

「①路線バス乗継便」については、町内の5つの地区と路線バス白川中央線の乗継場所の間を運行する便です。

「②地区内運行便」とは、名前の通り、地区内の商店や施設までの運行をいい、例えば白川地区であれば白川地区内の利用になる便です。

「③地区外運行便」とは、例えば白川地区の方が、直接このワゴン車で路線バスに乗り継がずに、黒川や佐見へワゴン車で行く場合のことをいいます。

「④区域外（町外）運行便」ですが、こちらは下呂市金山町への運行で、先ほど説明した通り、金山町内どこでも行くのではなく、行く場所を決めて、表にある4ヶ所へ乗り入れます。乗り入れ先の4施設につきましては、先方と下呂市内の交通事業者へ説明し、了承を得ております。

最後に、JR接続便、4種類あるデマンドバスともに、電話やアプリによる予約でご利用いただけます。さらに前回の協議会では、この内容について各地区の運行の詳細というものをお示しできておりませんでした。今日、前回の協議会後に各地区の地域部会の実情に合わせて、運行の詳細を決めていただきましたので、内容については後ほど説明いたします。

「4. 事務所の名称及び位置」ですが、事務所として5か所ほど設置しています。まず白川コミュニティバスセンターですが、こちらは元農協の和泉支店です。こちらの建物で予約などを一括で受け付ける機能等を持たせた事務所を考えております。それ以外の4か所は、各地区ふれあいセンターを事務所に位置づけております。

次、資料12ページ、「5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びそ

の種類ごとの数」をご説明します。先ほどの事務所の件にも関連しますが、事務所ごとに配置する車両数を掲載しています。まず一番上の白川コミュニティバスセンターには、バス車両が3台と、普通自動車3台とあります。このバス、自動車というのは全ての事務所において、白川町の場合はスクールバスになります。普通自動車は10人乗り等のワゴン車になります。コミュニティバスセンターには、計6台の車を配置することになりますが、実際に車庫等の場所については、ワゴン車は同センターに置き、バス車両は白川中学校駐車場を予定しています。

次の白川北出張所はバス1台とありますが、車庫については白川北小学校の車庫を利用します。蘇原の出張所にもバス1台とありますが、蘇原小学校の車庫を利用します。黒川の出張所には普通車両のワゴン車が1台ありますが、黒川出張所を利用します。佐見出張所ではバス1台と普通車両1台で、バスについては佐見小学校の車庫、普通車両は佐見出張所の駐車場に置くということで、全体ではバス6台とワゴン車5台の計11台の車両を使う予定です。

事務所をいくつか置いています。これは、使用する車両の本拠地である事務所を登録するためにこのようになっていますが、事務所から車庫までの距離が2キロ以内という決まりがあることと、運行前に行う日常点検であったり運転前の点呼など、運用上全ての車両をコミュニティバスセンターに配置することができないため、各出張所を事務所としてそこから2キロ以内に車庫を置く運用方法を考えております。

資料13ページ、「6. 運送しようとする旅客の範囲」ですが、今回は交通空白輸送で、白川町の住民および来訪者で記載しておりますので、実質どなたでも利用できるもの、という位置づけになります。

資料14ページは、本日の協議会において内容確認をしていただき協議が整った、という場合に証明する書類になります。

資料15ページから16ページに、実際に自家用有償運送の運転手名簿（26人）を掲載しています。名簿の1番から6番までの方が、白川タクシーで運転業務をしており、10月以降は出向契約社員として運転に従事する方です。

7番以降が、黒川と佐見の地域ドライバーの方です。立場としてはシルバー人材センターから派遣をしていただき、町の管理下で運転業務に従事する方となっています。

また、名簿の一番右側の欄に、「運転免許の種類」二種免許と一種普通免許とありますが、自家用有償運送の場合も、本来、二種免許が必要になりますが、一種については、道路運送法で規定されている講習を受けていただくことで、運転業務に従事することが可能になります。ほとんどの方が、昨年度に講習を受けていただいております。また新しく入った3名中、講習を受けてない方もありますが、9月中に自動車学校で講習会を開催していただくように現在調整中です。

次に、資料17ページになりますが、前述のように、自家用有償運送の実施に当たり、運行管理責任者を定める必要がありますので、その責任者として、運行管理の資格を取得

している大新東株式会社の佐藤久仁さんを選任することとします。

次に、資料の18ページは運行管理の体制等記載書類、19ページは運行管理・整備管理に係る指揮命令系統について掲載していますが、先ほどの資料9ページの運行管理体制図と同じ部分もありますが、資料18ページの（ア）運行管理の責任者名簿には佐藤久仁さん、（イ）整備管理の責任者名簿にお名前を載せている事業者の大新東株式会社の園田厚仁さんが、車両整備の資格と実務要件などを満たす方ということで選任する予定としております。

資料19ページの（ウ）運行管理等の指揮命令系統で、代表者は白川町です。その下に実質の統括責任者という立場で役場の企画課長の安江、その下で左側が運行管理についての責任者ですが、白川町側は企画係長の鈴木、委託先の大新東の佐藤さんとなっています。その中には事務所対面点呼と、車庫テレビ電話点呼での健康確認を載せております。

これは本来であれば、全て運転手の方は事務所での対面点呼というものをを行う必要がありますが、実はテレビ電話の点呼を行うということです。

JR接続便では佐見地区、デマンド運行については黒川地区と佐見地区、こちらについては、運行の始発が朝7時のJRに接続するという便ですので、この2つの地区については、出発時間が朝6時ごろになります。その運行時に、例えば、先ほどの和泉の事務所へ点呼等に来た場合、実際には4時半頃には事務所にて点呼を行い、車を向かわせなければならないということになります。毎日早朝の運行が続くわけですので、事故が発生する原因にもなると考えられますし、またそうであれば、本来なら各地区の事務所に運行管理の体制を置くべきところではありますが、そもそも、運転手やそういった運行管理の人材が不足している町内でそのような体制がすぐにはとれないことから、地域にとって必要な運行を確保するために、このようなテレビ電話での点呼を行いたいと思っております。

もちろん、テレビ電話をする際にも、通常の対面点呼と同じように、アルコールチェックの機械も画面を通して確実に確認ができるように、また運行指示についても同じく対応できるような体制を確保していただくことにしております。

こういった運行管理の責任者の下、その下にあります、前述の26名の運転手全ての方がこの管理体制下で運行に当たっていただく予定です。

右側の整備管理の責任者、こちらも町側は企画係長の鈴木、委託先は大新東株式会社の園田さんとなっています。この整備管理の責任者の下、所有する全車両11台を管理していただくわけですが、運転前の点検を運転士が行っていただいて、それを点呼と併せて責任者に報告し、その日その車を使用するかどうか、そのような判断を責任者にご判断いただきます。また定期的な車両点検等についても、適任者が管理をすることになっております。

最後に資料20ページ「2. 事故処理連絡体制」ですが、万が一、事故があった場合の連絡体制を記載しております。「3. 苦情処理体制」については、それぞれどのような体制で行うかを記載しております。

続きまして、各地区の運行内容にまだ触れておりませんので、その内容につきまして、資料21ページからご説明させていただきます。資料21ページの横向きの時刻表ですが、こちらはあくまで区域、予約で動くものということで時刻表ではなく、運行時間の目安表という名前を使っております。21ページは白川北地区のものになります。

申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いしたいと思います。右側の復路の時間ですが、時刻①が(17:33)になっていますが、(14:26)、その下の17:40を14:30に訂正をお願いします。②の(18:35)を(17:33)、その下の18:40を17:40に訂正ください。申し訳ありませんでした。

この時間は、高校生が通学に利用できる便ということで、朝の7時8分のJRに繋がる便と、帰りは平日土日のみの運行ですが、土日は14時台と17時、平日は、17時、18時、20時台を確保することとしております。帰りについては路線ではありませんので、利用する方があるところまで運行するというものになります。

続きまして、蘇原地区が22ページ、黒川地区が23ページとなっております。それぞれ時刻が運行経路の予定で定まっておりますが、基本的な内容については同じです。

朝7時のJRに間に合うようにと、帰りについても、平日が3本と土日祝が2本の運行となっております。

資料24ページには、佐見地区のJR接続便の目安表が載せてあります。申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いします。まず、左側の往路の終着が「白川口駅」となっていますが、こちらは「下油井駅」の誤りです。同じく復路の始発乗降場所も「白川口駅」となっていますが、「下油井駅」に訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。

佐見地区についても、朝は白川口駅の7時に間に合うように、下油井駅に6:53に到着で変わりありませんが、帰りの便については、最後の便が18:50発ということで、平日は17時台と18時台の2本、土日祝が14時台と17時台の2本となっております。

次に資料25ページから、町内各地区のデマンドバス・ワゴン車で運行する部分について記載したのになります。

まず白川地区のデマンドバスの運行内容(クリーム色のセルがデマンドバス運行について記載)については、時刻表になっている部分が、白川中央線の復路となっております。まず、「①地区内と地区外の運行」は予約に応じて、13時から15時までの間で、白川町地区内、または地区外への施設等への運行を計画しております。料金は1日券で地区内が400円、地区外は600円の適用になります。

「②路線バス乗継便」ですが、白川地区は(中央の表)、白川北方面へ行く往路の白川中央線に対して、町民会館バス停を乗継場所に設定しまして、予約に応じて自宅から青い四角で書いてある部分ですが、8時50分の中央線の町民会館に合わせて運行する。乗継後は白川中央線で白川口駅であったり白川病院等への通院に利用ができるということで設定しています。

今度はこの帰りの便ですが(下の表)、白川中央線の往復・復路をご覧になると、青い四

角の町民会館 11時13分、11時55分の2便を、町民会館で乗り継いで自宅等まで乗っていただける設定です。

もう1つ、緑の枠で囲ってある所が三川方面に行く場合の白川中央線に乗り継ぐ時間で設定してあります。「④路線バス乗継便 三川方面行き」は、9時25分に町民会館へデマンドバスで乗り継ぎ、三川方面の商店等を利用していただけます。帰りが、上の段の往路の時刻表の10時17分、11時25分この2本を受けて、自宅等まで乗っていただけるという計画になっております。ただ今説明しました路線バス乗継便については、地区内デマンドの一日券400円の適用範囲ということになります。

資料26ページ「白川北地区 デマンドバス運行内容」について、「①地区内・地区外運行」ですが、9時30分から11時30分の間で地区内外の施設等へ送迎を行います。

ただし、白川北地区については、曜日ごとで利用できる地区を分けています。「②路線バスの乗継便」は、青い四角になりますが、道の駅のバス停、ピアチェーレ・よいいちを乗継場所として運行経路を定め、予約があった場所を通り、道の駅のバス停で、白川中央線の路線バスに繋ぐ予定です。

路線バスの乗継便としては、26ページの一番下の表をご覧ください。乗継便の出発地点から右の赤字の道の駅まで、このような形で予約のあった場所を経由して運行します。最終的に、道の駅に9時7分と13時25分の2本に繋がります。ただし、午前中の9時7分に乗り継ぐ便については、白川口駅まで運行する予定です。こちらは、白川口駅9時5分のJRの上下線に合わせるために運行します。

帰りに使っていただく便が緑色の枠内にありますが、道の駅の乗継場所で11時42分、13時25分、14時6分の3本にデマンド車両が待機しており、乗車後自宅等まで乗り継いでいける予定です。

資料27ページ「蘇原地区 デマンドバス運行内容」については、地区内・地区外の運行は行わず、全て路線バスの白川中央線へ乗り継ぐ運行となります。マツオカのバス停を乗継場所として、行き帰り5本ずつ繋ぐ予定です。ただ、路線バスで繋ぐわけですが、蘇原地区内の予約に応じて、地区内の商店や病院などへもちろん行けますし、そのような場所から帰る際にもご利用いただけるものになります。

資料28ページ「黒川地区 デマンドバス運行内容」について、「①地区内運行」は、黒川地区内の運行を8時から10時30分まで、黒川地内の施設等への送迎、「②路線バス乗継便」は、4本あり、施設等から利用いただけるように設定をしていただきました。帰り便については3本、この時間に路線バスで帰ってくれば、マツオカから黒川地区の自宅まで送っていただけるものになります。

最後に、資料29ページ「佐見地区のデマンドバス運行内容」について、佐見地区の路線バスの乗継便は「②路線バス乗継便【三川方面行き】」に書いてありますが、一番下の町外運行の表をご覧ください。佐見地区は、デマンド車両で栗林から下油井駅を経由して金山町の4施設まで向かいます。その後、帰りは下油井駅から佐見へ帰るように運行してい

たきます。その中で、下油井駅から JR や中央線に接続する時間としましては、上の②の青い四角内ですが、8時17分と14時17分の2本です。路線バスの乗り継ぎで帰るのが、緑色の四角内、10時48分、14時16分、15時55分の3本を町外運行便に合わせて接続していただく予定です。

各地区の事情がそれぞれ違う中、実証運行で見えてきた利用される施設の利用時間帯等、もそれぞれ違いますが、全地区でこの路線バスへの接続というものを意識して考えていただきました。また、懇談会等で今まで一番要望が多かった。JR 9時台の上り下り両方ある便ですが、この便にどの地区からも乗り継ぎできるということも、各地区で工夫をして設定していただきました。それぞれに事情がある中で、このような形を計画していただいたことに感謝したいと思います。長くなりましたけれども、自家有償運送の内容について説明を終わります。

(座長 佐藤滋 白川副町長)

今の説明でご質問やご意見があるかたはいらっしゃいますか？

(鈴木隆史 中部運輸支局岐阜運輸支局)

登録の申請を受ける側なので、これでいいとか悪いとかというのは、今ここでなかなか言えないところがあるんですが。

ただ、そもそも長い説明をいただいたのは、まずこの会議で合意を受けないことには、登録の申請もちょっとまずいですよってという話と、それと特に重点的に説明いただいたのが安全管理に関わることですね。ですから、資料内の運転者登録の云々もありますが、指揮命令系統や事故処理の体制についても、基本程度の体制が整ってない限りは登録を拒否する審査基準上になるものですから、詳しくご説明いただきました。

そういった中で少し気になるのが、資料9ページで、白川タクシーの方が元社員元パートというふうになっていて、結局そこも出向契約社員とうたわれているんですが、そもそも白川タクシーの本業がタクシーであって、台数は少なくとも、例えば夜や緊急時に、そこそこ担っていただいている部分がやはりあって、自家用の白川コミュニティバスセンターで2階を事務所として使われると、1階は白川タクシーがすでに使われている場所ということになりますので、仮に、例えばタクシーの運転手さんと自家用のドライバーとを併用された場合、例えばその労働時間や乗務時間などの制約がどうしてもかかってしまう部分があります。仮にそちらの白ナンバーで何か出たと知っても、やはり、緑ナンバーがあってもできるのであればやってください、できなかつたら白ナンバーですよ、というもともとの立てつけがあるので、何か出てしまった場合に、事後的なチェックだとかがどうしても入ってしまうところがありますので、その辺はちゃんとどこかでコントロールをしていただきたいと思っています。

そのことと、直接絡むのかどうかと思いますが、資料18ページですが、運行管理者が

責任者で上がっている佐藤さん 1 人ということです。運転手に佐藤さんも入っていると状態なので、佐藤さんご自身が点呼して自分で出かけるかもしれませんので、どなたか補助者か何かをつけられるのかなと。

先ほどの白川タクシーの話も含めて、どのようにやられるのかが決まいるのであれば、お聞きしたいのと、どちらかという、先ほどの網形成計画のところでもよかったのかなと思っています。しかし、結局そのタクシーをこれからどうやって扱っていくのかを、やはり今後もかかっているのかなと思いますので、10月のスタート時点はそれでいいのかもしれませんが、その後のことについては少しお伺いしたいと思います。

あともう1点、説明の中で、テレビ電話による点呼ということで、やむを得ない事情等もお話いただいたのでやむを得ない部分もあるかなと思うんですが、ただずっとそれでいいかという、そのまま放ったらかした状態でも良くないのですが。例えば、毎日の点呼についてはテレビ電話なり使うとして、やむを得ないところではありますが、例えば、月1回など定例的に、今問題がどこにあるのかななどを直接やりとりできるような機会をお作りいただくと、なおいいのかなと思います。

(安江章 白川町役場企画課長)

白川タクシーとの今後の公共交通における関係については、常に連携をとって進めていきたいと考えておりますが、今回、一旦大新東に委託をし、運転手については出向という形をとりまして、白川タクシーのタクシー業務の方についてはそちらの社員でタクシー事業の方を行っていただく、というようなことで考えております。

事務所につきましては、1階と2階ということで、社長にも相談をしておりますが、必要な体制の整備のご指導をいただく中で、その辺の対応はしていきたいと思っております。

それから運行管理者につきましては、現在、佐藤君の1名の名前を上げておりますが、今お話がありましたような「補助者」というような形など、その辺のところの体制はとっていききたいと思っております。

(鈴木隆史 中部運輸支局岐阜運輸支局)

タクシー業務の運転手は出向者とは別で行う、という解釈でよろしいですか。

(安江章 白川町役場企画課長)

はい。

(古田文英 白川町商工会長)

商工会という立場上、マツオカというバス停はできたら町の公共施設を名称に上げていただくことはできないか、と思いたいますがいかがでしょうか。

(事務局 鈴木幸祐 白川町役場企画係長)

今のバス停の名称につきましては、事務局で検討した際も、利用者にとってわかりやすいバス停の名前をとということで、「マツオカ」の名前をつけさせていただきました。近くにも福祉センターという施設がありますが、経路上のバス停ということになりますと、利用者にとって分かりづらいのかな、という思いもありまして、このような名前をつけさせていただきました。

(副会長 加藤博和 名古屋大学大学院教授)

気づいた点を何点か申し上げます。

まず白川・東白川地域公共交通網形成計画(案)50ページ、「②白川北地区」に「下呂市金山町方面の路線がある」という記述がありますが、要するに佐見と同じ記述ですけど、白川北には無いのではと思うんですが。ですので形成計画(案)は、先ほど合意してますが、これは削除いただきたいなと思います。

それから岐阜運輸支局の鈴木さんからもありましたが、タクシーの言及が全く無いので、運行は先ほど言われたように、分けて考えることでいいわけですが、これも形成計画(案)の中でも、今日の議論の中でも、タクシーはどう変わるのかというと特に変わらないのでしょうか。

それから1台で大変だということでやってきて、今回デマンド運行など色々出てくるので、色々な動きができるようになるからいいんだ、ということですが、バスはなくなりますので。それを代行するタクシーの体制は、これは白川タクシーの土井さんに聞いた方がいいと思いますがどうなるのか。本来は網形成計画に何らかの言及が必要なんじゃないのかというのを思ったのが2点目です。

あと色々説明いただいたので、頭が混乱している人も多いと思いますが、要は、例えば僕が見たら「どこに予約すればいいの」かを知りたいわけですね。電話はどこにかけたらいいか、サイトはどこを見たらいいか、そこがわかれば皆さん聞きたいでしょう。電話で予約とのことですが、それはどのような体制になっていますか。つまり予約はどうしたらいいのか、例えば白川町全体で同じ番号にかけるとか、地区ごとに違うのかを教えてください。

少なくとも、全国でこのようなことをいろいろやられていて、タクシー会社がデマンド交通を行っている所もありますが、その場合でもタクシーとデマンド交通というのは番号を分けることが一般的です。同じ番号で行っている所は滅多にないと思います。混同することもあり、デマンドを頼む人は基本的にはデマンドの方で電話する。それでダメならば、そこから内線などで回す場合もありますが、通常はかけ直すなどの対応になるかと思っています。

本来、この時期でしたら、「こういう運行なので電話はここに掛けてね」というチラシが出てくるわけですが、遅れてるわけですけど、そういうものもいつ頃できて、どうやっ

て配布されるんだろうかと。全部わからなくても、それぞれ地区に分ければいいのか。それぞれの地区から別の地区に行かれるときに、デマンドに乗ってどこどこへいき、白川中央線でこちらへ行ってまたデマンドで行くことも考えられるので、同じ電話でできた方がいいのかと。そこだけ教えていただきたいと思います。

あとデマンドでもそうですが、JR 接続便なんかで、例えば蘇原地区とかでも表を見ると、観音口バス停とか丑丸バス停は、今のバス停だと思っんですが、10 月からもいわゆる濃飛のバス停として継続するところと、廃止になるところがありますよね。これは両方ともバス停と言うと混乱するかなと思います。お願いとしては、以前も言ったように、今あるバス停はできれば残していただき、デマンド交通の案内用に資料にかいてあることと同じようなことを書いていただくといいなと、それから待合所のようにしていただくといいなというのが、前回お願いしたことです。

それから、やはりそこにはある種の提示をしないとイケませんが、定時なので、何分にもどこのバス停とバス停というか停留場ということで、停留所としてきちんと位置づけておいていただけるといいなというのがお願いとしてあります。

(事務局 鈴村幸祐 白川町役場企画係長)

1 点目の網形成計画については、白川北地区を訂正させていただきます。

予約の方法については、資料提示ができておらず申し訳ありませんでした。今こちらの方で考えている予約については、白川町バス予約センターという形で、できれば先ほど加藤先生がおっしゃられたように、町全体の予約を 1 ヶ所で受けれるよう考えております。しかし、番号の使い分けなど、そのあたりまでまだ検討ができておりませんので、どのような予約を行うかという部分につきましては、早めに住民の皆様にお知らせしたいと思っております。

10 月からの運行の部分につきまして、今日お出しています時刻表であったり、各地区の運行や予約の仕方、それに関わる運賃表などを 1 冊のパンフレット形式にまとめて印刷をする予定にしております。白川町内につきましては、町内全戸にその資料を配付するよう計画をしておりますので、よろしくお願いたします。

バス停について、濃飛バスの路線として廃止になるバス停は、濃飛バスから無償で借り受けできるようお話をいただいております。地域部会の方にそれについての整理をいただいておりますので、先ほどお話の中にありましたように、なるべくバス停は残すように、併せて時刻表もわかりやすく掲示していくよう、町では 10 月に合わせてやっていきたいなと思っております。濃飛バスのバス停以外については、表示を「町営バス」などに変更するよう予定しております。

(副会長 加藤博和 名古屋大学大学院教授)

タクシー業務については、この中に表現されていないので、考え方としては今まで通りと

いう考え方ですか。

(土井寿敏 白川タクシー株式会社 社長)

今まで、私 1 人で行ってまいりましたが、当然限界もありますし、それから夜間業務や岐阜運輸支局の鈴木さんもお話しされていましたが、やはり緊急時の対応等も考えていかなければならない中で、安全を第一優先にして、まずこの白ナンバーの輸送事業登録からまず運転者を外していただき、タクシー事業を宣伝していかないと、当然白ナンバーと混載してしまうため、緑ナンバーとは指摘された点とは別で考えております。

それから、やはり車両が 1 台しかないため、どうしても予約が二重三重とかぶってしまった場合にお客様に対応できないので、そこも今後何らか考えていかなければと思います。

(副会長 加藤博和 名古屋大学大学院教授)

網形成計画 49、50 ページですが、利用者登録が必要だと書いてあると。49 ページの下から 4 行目ですね。「基本的には」ってなんだろうかというのがありますけど、基本的じゃないのがあるのかと。「利用登録した者が予約して乗車できるデマンド型交通として」とあって、「町外からの来訪者も利用者登録すれば利用することができます」とあるんですが、例えば 50 ページ⑤佐見地区を見ると、下呂市金山地区への往復運行は「原則として利用登録者以外は乗車することはできません」と。これは最初から登録者以外は乗車できないはずなのに、なんでこんなことを書いてるのかなと矛盾が感じられる。

私のイメージとしては、利用登録が原則なんだろうなと。特によく使う方は、家の位置だとかを登録するなど対応しやすいのでそうするんだろうけど、一見さんは他の所だとその時やはり利用登録するんだけど、そのときだけの登録の場合もあるし、例えばマツオカだとか、道の駅から乗るのであれば、別に乗るところも別にそこなので、登録とかそういうんじゃないよと。そういう場合も登録者でも乗れる、というふうにするとか、そんなこともあるのかなと思います。特に金山へ行きたい人を利用登録するとか、そういうことを考えてるんでしょうかね。そうでなければ、例えば僕なんかでも、極端に言ったら下油井から金山へ行けるのかなとかね。そこもちょっと気になりましたし、これは時刻表見れば下油井駅から金山まで、それこそ路線バス旅で皆さんが歩いたですけど、それがこれに乗れば行けるということなのか。そもそも下油井駅から乗っていくことはできないとか、その辺っていうのは少し整理されてないの。今わかる範囲で教えていただいて、あと整理していただきたいと思います。

(事務局 鈴木幸祐 白川町役場企画係長)

ただ今、加藤先生からご指摘いただきました点につきましては、申し訳ありませんが、こちらの方としてもまだ完全に詰め切れないところがありました。基本的には、原則として利用登録者が予約するというシステムなんですけど、町外の方につきましては、その

場限りということもありますので、その辺りどういった形でこれから運用するか、となってくると思いますので、そこをしっかりと詰めた形でこの辺りの記載についても一度、訂正をさせていただきたいと思います。

また佐見地区の記載につきましては、金山まで行けるということで、先ほど各地区の運行の説明をさせていただきましたが、下油井駅経由で行くものですから、例えば白川北地区の方が、白川中央線で下油井駅まで行けば、そこで佐見のデマンド車に乗って金山でも行けるよう想定しておりますので、この辺りも記載を整理をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(鈴木隆史 岐阜運輸支局)

網形成計画については、結局こちらの方に最終的に送付していただくんですが、これの表紙にある通り、結局決めるのは、町と村で町長と村長の後援があるものを、国土交通大臣宛に提出する行為になるんですが、決裁はそこでとることなので、協議会では意見を図ればいいんですが、その辺はどうされますか。委員の皆さんに再度書面などを送るのか、今後の送付に関するスケジュールを教えてください。

(座長 佐藤滋 白川町副町長)

今言われたように、字句等のご指摘があったところの訂正を事務局へ一任させていただき、訂正後、決裁行為は両町村で行い、そこで両区長さんが認めていただいた後、皆さんに変更点を送付させていただくということでお願いをしたいですが、どうでしょうか。そういう形をとらせていただきます。

(鈴木雄二 白川町観光協会長)

現在、予約用のアプリがあると聞きましたが、一般の方や町外の方は予約できるアプリなんですか。白川町内の方が全部1ヶ所へ予約して、実際に各地区へどういうふうに分けられるかということと、あと地区内から地区外へ当然乗り継ぎますが、そのときの予約方法はどういうふうになるのかということ。

それから、子どもさんや高齢者の方は乗継方法がわかるか、また、地区内外の予約方法はどうするのか。あと資料13ページの運送しようとする旅客の範囲に、交通空白輸送とありますが、加藤先生が言われたように、誰でもいいってことなんですよ。もっとわかりやすい書き方がないかっていうことと、来訪者の方が公共交通を使いたいときにはどのような対応や周知をしたらよいのかをお伺いしたいです。

(事務局 鈴木幸祐 白川町企画係長)

最初にお話のありましたアプリにつきましては、当然利用者全員がこのアプリを使って申し込みするっていうものではなく、実証運行の段階から高校生の通学支援バスを使って

くださってる方、主に高校生ですが、スマートフォンで簡単に朝の便と帰りの便を自分で予約できるようなシステムを作り、試験運用をしていきました。高校生に関しては、その予約方法が定着しています。

一部の方からまたこういった使い方の方がいいとか、こういうふうにアプリを変えて欲しいというご意見をいただいたので、そこはアプリを改善をしまして、来月に入りましたら各地区の高校生の保護者を対象に説明会を行い、そこでアプリの改善について、もう一度周知を行い新しいアプリで10月以降使っていただく、というような流れを想定しています。

町民の方の利用等につきましては、先ほど言いました電話予約が基本になってきますので、使い分けに関してはそういった方法になります。またどういった形で予約するのか、電話番号がどうなるかという部分につきましては、先ほど申しましたように、今後周知をしたい思っております。

今ご意見いただきましたように、高齢者や、開始後の使用の際にどうやってやったらいいのかなどは、町民の方や各地域部会の方からもそういったご意見を多数いただいております。9月に入りましたら、説明をするような機会にはこちらの方から出向き、各地区の利用者の方を中心の説明会を行いたいと思っておりますし、当然10月以降もそれをやっていないと、皆さんに乗り方や利用方法というのが十分に伝わらないと思っておりますので、PRについてはそのような方法で行っていきたく思っております。

資料13ページの件は、少し固い表現にしていますが、申請書ですのでこの表現はこれでご理解いただければと思います。

町への来訪者につきましては、町外からの玄関口がJR高山線の駅になると思っておりますので、そこに町観光協会の売店もありますが、来訪者にわかりやすいような掲示物であったり、そのような方法で白川町へお見えになったときに、ちょうど公共交通網を行っているという部分の掲示物であったり、わかりやすいような、印刷物を設置をさせていただきたいということを考えておりますので、またご協力をよろしくお願いいたします。

(副会長 加藤博和 名古屋大学大学院教授)

アプリは一般向けに開発してないものですから、高校生が乗る便に対して、予約ができるような全く簡易なアプリになってますので、そこは使用者を今のところ高校生に限定して使う形にしています。進んだところでホームページなどウェブ上でその利用の申し込みとかをやってみるところもありますが、スタートの段階ですので、全くそういうものへの対応ができないものですから。スタート時には電話による予約と言う形でご理解いただければと思っております。

少し時間も押していますが、10月1日からスタートしますので、中身も言っておりますが、完璧ではないので、スタートをして始まってからいろいろまた改善を重ねていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

コールセンターみたいなのは、すでに雇用とかはすでにされてるんですか。多分2、3台電話が必要で、回線が必要で持ってるかもしれないんで対応する職員が2～3人はいるでしょう。だからちゃんとできるのかなって、今方針が定まってないとなると、結構すごい話だと思っているんですが、その辺の体制というのはどう考えてるんでしょうか。事務所は和泉なんですよ。

(安江章 白川町役場企画課長)

和泉の元JAの事務所をバスセンターで、と考えております。電話回線の設置と、またこれからの状況ですが、パートの雇用についても、色々な兼ね合いで、現在行ってもらっている方が受けてもらえるのかどうか、その辺のところも含めて、それが厳しいということであれば、新たな雇用を早急にして研修をしたいと思っております。

(副会長 加藤博和 名古屋大学大学院教授)

全国的には、そこをNPOに委託するとか、商工会が観光協会がやるとかっていうふうになることがかなりある。実はネックなところで、デマンドにした場合に予約が滞ったら、せっかく運転できる人がいるのに予約できない、となったら、もうなんともならないという事なんで、これは最優先でやっていただきたい。

先ほども言ったように、実際に利用者は、特に最初はどう利用したらいいかを聞かれると思うので、通話時間も長くなると思うんです。なので多めにしとかないといけないんじゃないかと思います。だから本当は地域それぞれがいいんじゃないかなと。最初は黒川は黒川で予約を受けるなど方がいいんじゃないかなと。また、そんな体制があるのかっていう話は別途あるんですけど。

あとアプリの話が出たんですが、通学は比較的簡単で、朝何時のやつでどこから乗るか、帰りは何時にどの便に乗りたかかっていうだけなので、これをもともと別のところでやってたものを利用させていただいたと。システムとしてはそういうことでした。

ですがどこで乗って、どこで降りるとかになってくると、非常に難しくなっておそらく1000万単位のお金が必要になってくる。アプリの開発会社にも来ていただいて結構時間もかかるようなものになると思いますので、僕の中ではやって来たいことですが、今は優先度的には考えられなくて、1年とか2年度単位でそういうのを入れていき、オペレーターもそこから予約できるような体制がいいかなというふうなことを考えています。

(座長 佐藤滋 白川町副町長)

時間的に押していますので、今ご指摘があったところを、字句等もしっかりと整理いたしますので、後日皆さんには必要な部分について、修正を行い、改めて配布させていただきますことにもなるかと思いますが、今回は自家用有償運送の登録申請は、このような形で修正させていただきまますのでご理解ください。この場はこれで決定とさせていただきます

いと思いますがよろしいでしょうかね。

では、「(4) 白川線の変更について」から「(6) 濃飛バスの路線廃止について」までを一括説明をお願いします。

(事務局 鈴木幸祐 白川町役場企画係長)

資料3 1 ページをご覧ください。

「(4) 白川線の変更について」、「(5) 白川中央線の新設について」「(6) 濃飛バスの路線廃止について」は、前回の活性化協議会におきまして皆様にご協議をいただいた内容です。ただ前回は、今ご決定をいただきました有償運送の内容を皆様にお知らせできていない状況でしたので、今回もう一度皆様にお諮りをさせていただくという意味で、協議事項として挙げさせていただきました。

私の方からは以上ですが、濃飛バスの有路さんに補足説明をお願いします。

(有路秀彦 濃飛乗合自動車株式会社)

全体につきましては、前回の協議会ですでに協議されている内容でございますので、変更点だけかいつまんでご説明をさせていただきます。

特に大きな変更点といたしましては、バス停の名前です今回時刻表内で線が引っ張って赤字になっているところが、バス停の名前が変更になったところです。

細かいところでは「白川役場」が「白川町役場前」などもあるんですが、大きいところでは、「五加富士屋」です。バス停の名前は「白川茶屋北」という名前になっております。ですのでこの後も「白川北茶屋」で折り返しとか接続とかという話が出てきますが、もともとは五加富士屋バス停のことだにご理解ください。

それ以外に大きく変わった所といたしましては、白川東白川線の17時40分の便ですが、こちらは土日祝日だけ「越原消防センター」まで運行することになっておりましたが、こちらが「白川茶屋北」まで東白川村代替バスがお迎えに来ていただけるということで、土日祝日も平日の午後もバス停でお乗換えという形になっております。

あと変更になった所は、路線図の方で文字が細かくなっていますが、こちらは前回のときは交差点名や施設名に変えておりましたが、今回、申請するにあたりまして、地名地番に変えております。併せて細かいバス停付近の見取図等を追加させていただいております。以上になります。

(座長 佐藤滋 白川町副町長)

これにつきまして何かご質問等はございませんでしょうか。

(副会長 加藤博和 名古屋大学大学院教授)

白川東白川線と白川町中央線がこの役場の前だと逆方面になる、役場と天神橋は逆方面

になると、今さっき気づきました。本当は、同じ方向になるといいんですが、やむを得ないのですが、これは間違えやすいので、こっちで待ってるのは〇〇便だけど、この便はあちらが乗り場だったとかになってないかっていうのをやっていただきたいと思います。つまり、反対方向の便に乗ってしまったら、急いで走ってたら、反対側から車が来て撥ねられることになったら困るので。そういうことないようにちょっと注意していただきたい。

(座長 佐藤滋 白川町副町長)

ではその他にご意見がないようですので、(4) から (6) までは原案通り承認をいただいたということで決定させていただきます。続きまして、報告事項「(1) 東白川村有償運送について」の説明をお願いいたします。

(安江誠 東白川村役場総務課長)

(1) 東白川有償運送ですが、実際は無償運送ですのでご訂正をお願いしたいと思います。もう1点報告事項で上げさせておっていただく点があるんですが、これは東白川村単独の公共交通会議を開催しまして決定したということで報告いたします。8月21日の日に開催をして決定いたしました。

ただ少し問題点がございまして、東白川村で単独で行い報告というスキームなんですが、白川町側がそういう体系になっていないということで、運輸支局さんの方からも指摘を受けていますので、今後調整したいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは資料38ページの方ご覧ください。東白川村代替バス運行表ということでございます。

先ほどの網形成計画のところですが、これにつきましては、高校生の保護者、それから中学三年生で高校に進学される予定の保護者、それから自治会長、それから現在大明神からご利用になる一般の利用者にもご説明をさせていただきまして、ご了解をいただいているところです。

内容の方ですが、まず時刻表については、左側の表が「越原消防センター前行」ということで、「大明神」を6時10分に出まして、「越原消防センター」に6時18分着、その後6時24分に「白川口駅行きの濃飛バス」に乗り継ぐという、高校生の通学をメインに考えた体系です。

それから右側が「大明神行」ということで、2本になっており、平日は、越原消防センターまで濃飛バスが運行し、そこから代替バスに接続して大明神に19時28分着、土日については、代替バスを白川茶屋北まで走らせます。白川茶屋北を18時3分発、18時20分に大明神まで送り届けます。大明神行きにつきましては、乗継専用ということで、乗降者がいない場合は運行しないということで計画をしています。

それから赤文字のところですが、1つ目は土日と平日のことを言っています。2つ目は原則毎日運行しますが、濃飛バスの運休日は代替バスも運休します。3つ目ですが、料金に

については 200 円ですが、これは濃飛バスの料金です。乗り継ぎ料金については、代替バスは無償ということですし、単独でこの区間だけ乗られた場合も無償という扱いをさせていただきます。以上の計画でやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(座長 加藤博和 名古屋大学大学院)

無償運行ということですが、運行管理や安全確保については、従来の有償運送と同じレベルと考えてよろしいですか。

(安江誠 東白川村役場総務課長)

手続きだけが省略しただけで、あとは全部同じ考えでいきたいと思っております。

(座長 佐藤滋 白川町副町長)

他に質問やご意見が無いようですので、報告事項「(2) 今後の進め方」について説明を求めます。

(事務局 鈴木幸祐 白川町役場企画係長)

資料 39 ページ「今後のスケジュール案」をご覧ください。今後のスケジュールということで、これからの動きになりますが、本日第 9 回の協議会を開催いただきました。網形成計画につきましては、先ほどのとおりの手順で、最終的に国に提出させていただきます。有償運送の申請につきましても本日ご承認いただきましたので、今月中に提出できるよう準備を行います。

今後は利用促進にシフトしていきますので、9 月には各地域部会の皆様のご協力をいただきながら、利用者の皆様への説明であったりお話をさせていただく機会を設け、10 月からの運行の部分の周知を図っていきたくと考えております。

あわせて啓発のにつきましても、時刻表等の作成配布ということで、時間のない中ではありますが、町民の皆様にも周知できるようこれから取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(座長 佐藤滋 白川町副町長)

ご質問などが無いようですので、このように順次進めさせていただきます。では、「5.その他 お出かけサービスの総称(愛称)について」説明を求めます。

(事務局 鈴木幸祐 白川町役場企画係長)

資料 40 ページ「お出かけサービスの総称」ですが、今回このように白川町と東白川村の新しい交通網ができるということで、今後いろんな形でこの仕組みを広く周知するに当たりまして、このような体系の愛称を決めたいということで、これは東白川村と白川町の

事務局で考えました案を出させていただきました。

1番上にありますように「おでかけしらかわ」「おでかけひがししらかわ」ということで、白川町に関しましては「おでかけしらかわ」になると思いますし、東白川につきましては「おでかけひがししらかわ」と、使い分けをしていただきたいと思います。今後、パンフレットであったり、駅や公共施設への広告等にもこの愛称を使っていきたいということで提案をさせていただきました。

委員の皆様から、愛称に対するご意見等がありましたら、ぜひよろしく願いいたします。

(座長 佐藤滋 白川町副町長)

説明は終わりました。皆様のご意見をいただきたいと思います。

無いようですので、名前については「おでかけしらかわ」「おでかけひがししらかわ」という名称で使おうと思いますので、よろしく願いをいたします。

では協議事項、報告事項その他については終了いたしましたので、議事の進行はこれで終了させていただきます。円滑な議事進行にご協力をいただきましてありがとうございます。

(安江章 白川町役場企画課長)

長時間にわたりまして、熱心にご協議をいただきありがとうございます。それでは閉会の言葉を、東白川村の安江良浩参事をお願いをしたいと思います。

(安江良浩 東白川村 参事)

皆様には大変暑い中この協議にご参加いただきまして、また貴重なご意見等いただきましてありがとうございました。

平成28年度始まりました同協議会ですか、本日第9回目を迎え、ようやく形となり10月から本格的なスタートとなります。しかし、まだ10月からの稼働までには、まだまだ解決しなければならない課題もありますし、開始後も色々な問題が出てくるかもしれません。

また引き続き、委員の皆様におかれましては、またご指導やアドバイス等いただければありがたいなと思っております。

(安江章 白川町役場企画課長)

それでは、本日、これもちまして同協議会を終了させていただきます。